

高山市公設地方卸売市場業務条例及び高山市公設地方卸売市場業務条例の
一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 付加価値をつけた販売を促進するための卸売の相手方要件の見直し

(第2条中第26条、第29条)

買受人や市内事業者等からの多様なニーズに応じて卸売業者が一次加工品を製造していくために、従来できなかった卸売業者における自己買受を認め、付加価値をつけて販売できる仕組みとする。

(2) 荷の取扱いの増加や輸送費の削減を促進するための商取引の仕組みの見直し

(第2条中第28条、第32条、第36条、第37条、第38条)

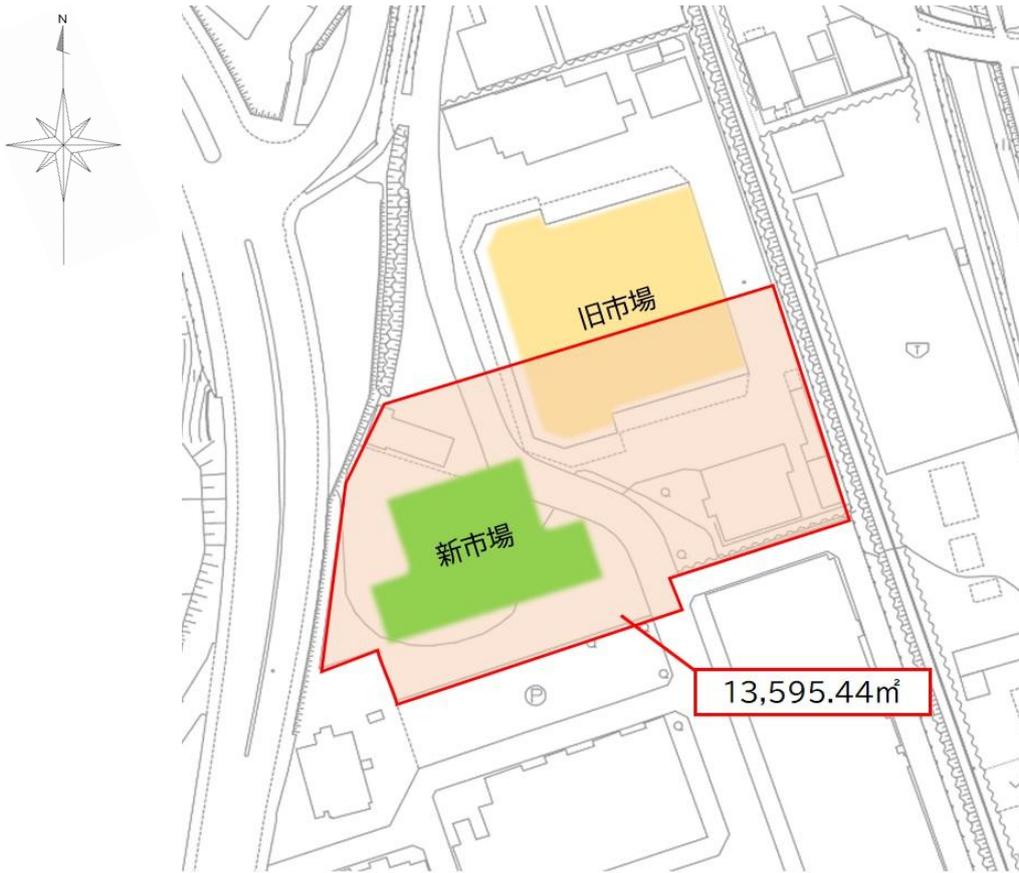
市場の人手不足や運転手不足等の現状から、取引の省力化や輸送費の低コスト化を促進するために、市場を通さない商取引を認める。

(3) 市場使用料の見直し (第2条中別表第3 (第52条関係))

市場整備に伴う市場使用料は、高山市公設地方卸売市場事業経営戦略(令和5年8月策定)の考え方にに基づき、安定した使用料を確保するため、変動が想定される売上高使用料についてはこれまでどおり3/1000の率で使用料を設定する。

販売にかかる売場面積割使用料、加工室使用料、冷蔵庫使用料、冷凍庫使用料については、これまでの月額300円/m²~800円/m²を1,200円/m²に変更する。

2. 位置図



3. 配置図

